

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立北門中学校 令和5年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北門中学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧ください。

本校では、いじめは「絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、教職員、生徒会、家庭、地域、諸関係機関が一体となり、一過性のものではなく、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に努めてきたところです。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ対策委員会」を中心とし、計画的かつ組織的に、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

北門中学校  
いじめ対策組織  
(いじめ防止対策推進委員会)  
の役割や活動

本校では、いじめの問題について、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長及び学年主任等複数の教職員や、必要に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する関係者などを加えた「学校いじめ対策組織」として「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。「学校いじめ対策組織」はいじめの解決に努めるとともに、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口の役割等を担います。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ・毎月複数回、いじめ防止対策推進委員会を開催します。  
(推進リーダーを設定し、会議を円滑に進めます)
- ・いじめアンケートを年間3回実施します。
- ・人権教育に関わる取組を取り入れ、学習を進めます。  
(主に1年生で人権教育を進めていきます)

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

**令和5年度の北門中学校のいじめ対策組織担当は、推進リーダーの主幹教諭です。**

**連絡先 0166-51-1431 (学校代表電話)**

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 <a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
旭川市子ども総合相談センター（代表電話） （子どもホットライン）	0166-26-5500 0120-528506	月・金 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15
旭川地方務局（子どもの人権110番）	0120-007-110	月~金 8:30~17:15
北海道警察本部（少年相談110番）	0120-677-110	月~金 8:45~17:30



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kura-shi/218/251/257/d065960.html>

